# 公益財団法人千葉県動物保護管理協会　資金運用規程

（目的）

第１条　公益財団法人千葉県動物保護管理協会（以下「この法人」という。）の資金運用は定款第５条の定めに基づき、この「資金運用規程」（以下「この規程」という。）によるものとする。

（運用の基本原則）

第２条　この法人の資金運用について、理事は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、この法人のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

（資金区分と運用方針）

第３条　この規程が適用される資金運用は、下記各号の資金区分並びに運用方針により行うものとする

（１）定款第５条に第１項により理事会が基本財産とした財産

基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。

（２）その他の資金

資金の積み立て目的、運用可能期間等その資金の特性を勘案し、適正な運用に努めるものとする。

（資金運用の対象）

第４条　前条第１号に規定する財産の資金運用対象とする有価証券等は、原則的に元本回収の確実性を鑑み、次のとおりとする

（１）預貯金

（２）金銭信託

（３）日本国債

（４）政府保証債

（５）地方債

２　前条第２号に規定する財産の資金運用対象は、次のとおりとする。

（１） 前項第１号から第５号に規定する運用対象

（２） 債券

（３） 金銭債権等の資産流動化商品

（４） 公社債投資信託
（５） 追加型公社債投資信託
３　前２項にかかわらず、理事会がこの規程第３条の原則に適合すると判断し、承認した場合、前２項に掲げる資金運用対象以外のものに運用することができる。

（債券等の信用格付け）
第５条　前条第２項第２号の債券は、第３項に規定する格付け機関のうち、少なくとも２格付け機関以上がA以上と格付けしているものとする。
２　前条第２項第３号の金銭債権等の資産流動化商品は、次項に規定する格付け機関のうち、少なくとも１格付け機関がBaa以上と格付けしているものとする。
３　格付け機関は次のとおりとする。
（１）ムーデイーズ・インベスターズ・サービス（Moody’ｓ）
（２）スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）
（３）格付投資情報センター（R&I）
（４）日本格付研究所（JCR）

（長期債）
第６条　この規程による運用資産帳簿価格合計の２０％を超えて、償還年限が２０年を超える債権並びに金銭債権等の資産流動化商品（両者を併せて以下「債券等」という。）を取得できないものとする。

（運用のモニター）
第７条　理事長は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。
（１）全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
（２）すべての債券等の個別有価証券の時価
（３）すべての債券等の個別有価証券の信用格付け

（債券等の格付け低下による対策）
第８条　債券等の格付け等により、この規程第５条第１項及び第２項に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第１１条に定める資金運用執行責任者はその対策について理事長と協議しなければならない。
（緊急時対応）
第９条　地震、洪水等自然災害、テロ、システムダウン等により、運用資産の価値に大きな影響を与える事態が生じた場合には、資金運用執行責任者は直ちに理事長と対応を協議しなければならない。

２　前項の規定により対応を行った場合は、遅滞なくその結果を理事会に報告するものとする

（理事会・評議員会への報告）
第１０条　理事会は、資金運用の経過及び結果について少なくとも年１回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。
２　評議員会は必要と認めた場合、資金運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

（理事長の職務）
第１１条　理事長は、理事の中から資金運用執行責任者を任命することができる。
２　理事長は資金運用執行責任者を監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

（資金運用執行責任者の職務）
第１２条　資金運用執行責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事長の承認を受けなければならない。
２　資金運用執行責任者は、資金運用状況及びその結果について把握しなければならない。
３　資金運用執行責任者は、資金運用執行補助者として資金運用担当者を任命することができる。
４　資金運用担当者は、第１項に規定する資金運用計画に基づき、資金運用を実行するものとし、事前に資金運用執行責任者に意見を求め、その結果について随時報告しなければならない。

（規程の改廃）
第１３条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附　則
この規程は、平成２６年３月１８日より施行する。（平成２６年３月１８日理事会議決）